

令和５年度「就労支援事業所の管理者を対象とした就労支援研修会」に係る仕様書

研修科目	就労支援事業所の管理者を対象とした就労支援研修会
委託期間	契約締結日から令和６年３月３１日まで
研修目的	就労支援事業所に通所される障害のある方を、本人の希望や適性に合った一般就労へと繋げるために、管理者の立場から就労支援を推進するに当たっての理解を深める。 また、所属する部下（支援員）から、担当する障害のある方の就職に関する相談を受け、ケース会議を実施する際に、管理者としてプロセスを踏んだ合意形成を取ることで、より良いジョブマッチングを創出するための学びを得る。
受講対象者	市内障害者就労支援事業所の管理者等（施設長、サービス管理責任者等） 受講対象は就労移行支援事業所の管理者を中心に、就労継続支援Ａ型及びＢ型事業所の管理者にも広く周知する。
受講予定人数	２０名程度
研修日数及び回数等	１回１２０分～１８０分（午後を予定）
研修実施予定時期	令和６年１月下旬～令和６年２月頃を予定
研修会場	研修会場は、提案のあった研修内容及び実施日時に基づき、本市で調整する。
研修方法	講義、グループワーク
研修内容	以下記載例を参考に事業趣旨に適した研修会とすること。 【講義例】 ・就労支援に係る担当支援員とのケース会議の際、管理者としての進め方 ・管理者の立場から担当支援員の就労支援スキルを向上させるために必要なこと 【グループワーク例】 ・支援対象者が希望する仕事とミスマッチした場合、管理者としての判断 ・支援対象者の就職に係るケース会議の際に管理者として助言・指導するために必要なこと ・部下（支援員）が就労支援の進め方に悩んでいる場合の助言方法等
実績報告	実績報告書の作成、受講者からのアンケート集約を行うこと。
上限金額	金 200,000 円
委託料支払方法	原則として、実績報告提出後、請求に基づいて支払う。
その他	・本研修会は京都障害者就業・生活支援センターとの共催で実施する ・委託契約決定後、研修会等を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律等に基づき個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱うこと。 ・故意、過失を問わず、受託者が本業務を遂行するに当たり、受託者の責めに帰することができる事由により市民の権利や法律上保護される利益を違法に侵害した場合は、受託者がその損害を賠償する責任を負うものとする。 ・本市は適宜、進捗状況を確認し、契約の目的を達成することができないと判断したときは、契約を解除することができる。